

布勢地区

布勢地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（布勢地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧布勢村地域（布勢地区）

佐白町棚田、佐白棚田、上布施棚田、八代西部棚田、八代東部棚田、中村棚田、馬馳棚田、上三所棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、**布勢地区指定棚田における棚田農用地面積 150ha** を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し**布勢地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。**

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年 2 回、水路の清掃を年 1 回行う。
（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路 5 ヶ所を、日程を決めて計画的に補修する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロープ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）自走式草刈機を導入し、共同で行う草刈面積を、10ha から 1 割アップし 11ha に増加する。
（地元集落内で）独自棚田米としての出荷量を、50,000 kg から 1 割アップし 55,000 kg に増加する。
（地元集落内で）鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長 1,000m から 1 割アップし延長 1,100m に伸ばす。

(地元集落内で) オオサンショウウオ保護活動として自然観察会を年1回以上開催する。
(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(伊賀武神社)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和11年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、地域計画における**布勢**地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和11年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、~~人・農地プラン~~地域計画における**布勢**地区の中心的経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)
(地元集落内で) 担い手1名(記名)を確保し育成を図る。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和11年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。
・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進を進め直売所や特産市、道の駅などで販売しブランド化を進める。

(定量的目標)
(地元集落内で) 小中学校と連携し棚田を舞台とした活動(稲刈はで干し体験)を行い20人の生徒入込数を図る。
(地元集落内で) 棚田で生産される水田園芸作物のミニトマトを生産し、直売所・特産市・道の駅などで販売する。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面

的機能の維持を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の３分の１にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気づき・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における**布勢**地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

布勢地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **8 集落**、営農組合数 **4 組合**、農事組合法人はこれからであり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(4) 棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

布勢地区の上三所4集落では、中山間地域等直払4期には4集落協定を1協定に統合し、集落営農組織を1本化することで、協定事務や共同作業などの効率化を図り、機械の共同利用や農作業受委託の実施など広域の集落営農組織を核とした取り組みを充実させてきた。収穫祭を催し、奥出雲町を代表する「奥出雲神代神楽社中」を育て上げるなど、地域コミュニティー醸成力も高い。また、佐白集落には宿泊もできる美術館「多根自然博物館」があり、展望レストランからは里山の原風景が眺望できる。

この向かいには地元運営組織が経営する日帰り温泉施設「佐白温泉長者の湯」があり「仁多米の卵かけごはん」など地元の食材を使った手料理に人気が集まっている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向

の方々に沿った新しい受け入れサポート体制を組み立てていく。

(5) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)～(4)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の**布勢**地区下部組織である**布勢**地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校(仁多中学校、横田中学校)には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校(県立横田高校)には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町(農業振興課、農林土木課)を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、JAしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織(仮称)、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー(有識者)など。別に、棚田コンシェルジュ(農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当)が施策的な方針を提供する。

布勢地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である布勢地区の活動組織の構成メンバーは、布勢地区農地・水・環境保全組織運営委員会の会長、副会長(コーディネーター)、各自治会をはじめ、布勢小学校、布勢幼稚園、体育協会布勢支部、布勢公民館(河太郎)、布勢の郷花づくり同好会の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域(各地区)の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等(棚田活動加算など)を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観(国の重要文化的景観)2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

三成地区

三成地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（三成地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧三成町地域（三成地区）

上高尾棚田、尾白棚田、下高尾棚田、暮地棚田、湯の原棚田、矢谷棚田、下三所棚田、石原里田棚田、角木乙多田棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、三成地区指定棚田における棚田農用地面積 54ha を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し三成地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年 2 回、水路の清掃を年 1 回行う。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）在来小そばの栽培拡大に取り組み生産量を、1,000 kgから 1 割アップし 1,100 kgに増加する。

（地元集落内で）鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長 21kmから 1 割アップし延長 23.1kmに伸ばす。

（地元集落内で）昔から伝わる伝統行事（三成愛宕祭）を維持・拡充し、入込客数を 20,000 人から 1 割アップし 22,000 人に増やす。

（地元集落内で）昔からの神社仏閣（三成八幡宮）の周辺整備のため近隣山林の間伐・草刈を 1a 行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和 11 年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を 1 経営体以上増やし、地域計画における三成地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和 11 年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を 1 団体増やし、地域計画における三成地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 担い手 1 名 (記名) を確保し育成を図る。
(地元集落内で) 担い手が農地集積を図り集積率を 19% から 38% に増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和 11 年度までに、農村交流体験ができる農泊取組 1 件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード (受け入れサポート体制) の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 棚田オーナー制行事 (石原里田イベント) を拡充し、20 人の参加者 (入込客数) を 1 割アップし 22 人に増加する。
(地元集落内で) 棚田を舞台とした芸術文化活動 (ふるさとの風景) の写真展示を期間 (10 月から 11 月) で行う。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした標識看板、案内看板、説明看板を併せて 3 基以上設置する。
(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、農泊客の入込客数を 30 人から 1 割増やし 33 人とする。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の３分の１にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

（３）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における三成地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

三成地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **9 集落**、営農組合数 **3 組合**、農事組合法人は **2 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（4）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

三成地区の石原里田集落では、一早く農事組合法人を設立し、協定事務や共同作業などの効率化を図り、機械の共同利用や農作業受委託を図る傍ら、米づくり体験や芝桜景観保全活動を行うなど積極的な取り組みを行ってきた。そして近年、農泊 1 件目の登録となった「大上エの里」を運営する集落であり、地域コミュニティ醸成力も高い。また、美女原集落にはそば屋やぜんざいを振る舞う茶店、三成連担地には仁多米を味わえる仁多米食堂があり宿泊施設を兼ね揃えている。また三成連担地は、和太鼓の魅力を世界に伝える「仁多乃炎太鼓」の拠点でもある。演目はたたら操業や奥山そして神話をイメージしたものが多く「たたら響き」「たたら囃子」「深山」「こだま」「炎神楽」など。毎年、300 年の歴史「三成愛宕祭」の仁輪加の最後を飾る。田舎の祭とのコントラストが良く一眼レフを肩に掛け遠方から多くの観光客が訪れる。この祭りは希少な当家制を受け継ぐ祭りとして有名で、その入込客数は 2 日間で 2 万人、打ち上げる花火は 2 千発。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向

の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の三成地区下部組織である三成地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはＣＳＲ活動の場を提供する。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、ＪＡしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

三成地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である三成地区の活動組織の構成メンバーは、三成地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、三成小学校、高尾小学校、三成幼児園、ＪＡしまね、奥出雲町土地改良区の方々など。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料１】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料２】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料３】

亀嵩地区

亀嵩地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（**亀嵩地区指定棚田活動組織**）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧亀嵩村地域（亀嵩地区）

上分棚田、西湯野棚田、中湯野棚田、久比須棚田、谷奥棚田、亀嵩町棚田、梅木原・高田棚田、大内原・簾棚田、郡棚田、琴枕棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、**亀嵩地区指定棚田における棚田農用地面積 168 ha**を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し**亀嵩地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。**

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）石積み補修を期間（9 月から 12 月まで）を設けて行い、その後の見回りを月 2 回行う。
（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を 5 ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

- 令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）ゲンジホタル、ヘイケホタル保護活動として自然観察会を年 1 回以上開催する。
（地元集落協定で）河川脇に景観に配慮した芝桜を長期計画的に定植・管理し、200 m ² を 1 割アップし 220 m ² に増やす。

(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(湯野神社)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和11年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、地域計画における亀嵩地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和11年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、地域計画における亀嵩地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(地元集落内で) 町外からまたは地元集落内から認定新規就農者1名(記名)を受け入れ、育成を図る。

(地元集落内で) 担い手が農地集積を図り集積率を29.7%から59.4%に増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和11年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。

(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

（3）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における亀嵩地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

亀嵩地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **11 集落**、営農組合数 **7 組合**、農事組合法人は **3 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（４）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

亀嵩地区の中湯野集落には、奥出雲町観光の要である温浴宿泊施設「亀嵩温泉玉峰山荘」があり、ロビーからは里山の風景が堪能でき、酒蔵交流館での試飲や玉峰山への登山そして亀嵩川ホテル観賞が楽しめる。また亀嵩農産加工所「食彩の里玉峰」は集落の方々に運営され地元食材を使った煮しめやもちなどを提供している。また久比須集落や高田集落、西湯野集落にはそれぞれ農事組合法人があり、協定事務や共同作業などの効率化を図り、機械の共同利用や農作業受委託などの取り組みを充実させてきた。近々、中山間地等直接支払協定集落の連携及び集落営農組織の広域化が期待できる地区である。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しい受け入れサポート体制を組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の亀嵩地区下部組織である亀嵩地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはC S R活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、ＪＡしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

亀嵩地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である亀嵩地区の活動組織の構成メンバーは、亀嵩環境保全協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、奥出雲町土地改良区、亀嵩観光文化協会、亀嵩地区福祉振興協議会、亀嵩地区幼少教育振興会、消防亀嵩分団、亀嵩小学校、亀嵩小学校ＰＴＡ、三郡山を愛する会、自然観察を楽しむ会、湯野神社の杜を守り生かす会、青和会、高田里づくり協議会、亀嵩ほたるの会の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料１】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料２】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料３】

阿井地区

阿井地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（阿井地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧阿井村地域（阿井地区）

真地棚田、米原棚田、上阿井坂根棚田、福原棚田、平棚田、阿井本郷大上棚田、奥湯谷雲崎棚田、上阿井川東棚田、小寄棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、阿井地区指定棚田における棚田農用地面積 193ha を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し阿井地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を 5ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、100ha から 1 割アップし 110ha に増加する。
--

（地元集落内で）鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長 2,000m から 1 割アップし延長 2,200m に延ばす。

(地元集落内で) 自然環境の保全のためにドジョウの棲む田んぼでの生産者を 1 人(記名)増やす。
(地元集落内で) イザナミ川のゴミ保護活動として行われる清流脇の田んぼで営まれる環境にやさしい米づくりの実践者(記名)を一人増やす。
(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(阿位八幡宮)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を 3a 行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和 11 年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を 1 経営体以上増やし、人・農地プランにおける阿井地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和 11 年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を 1 団体増やし、地域計画における阿井地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 担い手 1 名(記名)を確保し育成を図る。
(地元集落内で) 担い手が農地集積を図り集積率を 30.8%から 61.6%に増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和 11 年度までに、農村交流体験ができる農泊取組 1 件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 関係人口の増加につなげるため伝わる伝統行事(押興神事)を充実し入込客数 50 人を 1 割増やし 55 人とする。
(地元集落内で) 小中学校と連携し棚田を舞台とした活動(稲刈はで干し体験)を行い 20 人の児童入込数を図る。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。
(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

（３）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における阿井地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

阿井地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **６集落**、営農組合数 **３組合**、農事組合法人は **４法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Ｕターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（４）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

阿井地区では、他の地区・集落に先駆けて、６集落協定の上に営農組合が３組合と農事組合法人４法人が重なる２階建の広域的な営農連携組織を設立・運営し、中山間地域等直払４期には４集落協定を２協定に統合し、その連携加算でドローンを導入するなど害虫防除の効率アップに繋げている。広域で効率的なスマート農業を目指すこの組織は、協定事務や共同作業などの効率化、機械の共同利用や肥料・農薬の共同購入そして農作業受委託などの取り組みを充実させてきた。その実績は島根県農林水産部に優良事例評価・紹介され毎年視察が絶えない。５期には新しく集落協定を統合し拡大を計画。また地元の若手を担い手に育てようとドローン部隊を要とする法人立ち上げを検討している。

今後、新規就農志向者を地域の担い手に育成する受け皿的な活躍が期待できる組織であり、画期的かつ先駆的で他の８地区及び集落の模範となる組織づくりを行っている。

この広域連携組織のある集落では、若衆がかすり姿に着替え石段からころげ落ちるみこしを受けとめ五穀豊饒を祈願する神事「阿位八幡宮押輿祭」を守り継承している。

またある集落では、煮しめや笹もちなどの昔ながらの食を提供する阿井農産加工所「あいの里」や集落庄屋古民家を劇手に改修した「一味同心塾建屋」があり、地域づくり素材を持ち合わせている。

この広域連携組織には属さない福原集落には、安全安心な減農薬米・無農薬米を栽培する「えっちゃん農園」がある。NHKのある番組でドジョウが棲む田んぼとして紹介された経緯、標高 400mを超えるため寒暖の差が激し

く、清らかな湧き水があたる山間の最初の田んぼという地理条件、また有機農法やはで干し（天日乾燥）が体験できることから、全国にファンが広がり、ネット販売では新米がすぐに売り切れるという盛況振り。特に無農薬米は減農薬米に比べて倍以上の値でも完売している。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しい受け入れサポート体制を組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の阿井地区下部組織である阿井地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはＣＳＲ活動の場を提供する。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、ＪＡしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

阿井地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である阿井地区の活動組織の構成メンバーは、阿井地区環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長、コーディネーター、各集落をはじめ、奥出雲町土地改良区、阿井公民館、阿井地区福祉振興協議会、阿井小学校、阿井幼稚園、（農）こよりの里、（農）ほり、（農）おくゆだに、（農）川東清風水会、阿井地区老人クラブ、内谷寿会、福原寿会、鋳物屋寿敬クラブ、川東水路組合、君谷水路組合、下阿井本郷水路組合、田中堰水路組合、川子原水路組合の方々など。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014 年選定【資料 1】
- ② 日本農業遺産 2019 年認定【資料 2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020 年受賞【資料 3】

三沢地区

三沢地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（三沢地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧三沢村地域（三沢地区）

三沢堅田棚田、上鞍掛棚田、下鞍掛棚田、三沢町棚田、原田棚田、四日市棚田、河内棚田、大吉棚田、上鴨倉棚田、下鴨倉棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、三沢地区指定棚田における棚田農用地面積 77ha を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し三沢地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年 2 回、水路の清掃を年 1 回行う。
（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を 3 ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、10ha から 1 割アップし 11ha に増加する。
（地元集落内で）独自棚田米としての出荷量を、10,000 kg から 1 割アップし 11,000 kg に増加する。

(地元集落内で) ゲンジホタル、ヘイケホタル保護活動として自然観察会を年 1 回以上開催する。
(地元集落内で) ゲンジホタル、ヘイケホタル保護活動として行われる清流脇の田んぼで営まれる環境にやさしい米づくりの実践者を一人増やす。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和 11 年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を 1 経営体以上増やし、地域計画における三沢地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和 11 年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を 1 団体増やし、地域計画における三沢地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 新しい営農組合（記名）を立ち上げる。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和 11 年度までに、農村交流体験ができる農泊取組 1 件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード（受け入れサポート体制）の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 棚田カフェ（みざわの館）の体制づくりに向けカフェが営まれ入込客数 30 人（年間）を 1 割増やし 33 人とする。
(地元集落内で) 農泊（みざわの館）の体制づくりに向け、農泊客の入込客数 20 人（年間）を 1 割増やし 22 人とする。
(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、郷土料理の掘り起しを行う。（料理名、掘り起し者名記入）

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の３分の１にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

（３）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における**布勢**地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

三沢地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **10 集落**、営農組合数 **2 組合**、農事組合法人は **1 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（４）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

三沢地区の四日市集落にある要害山交流拠点施設「みざわの館」は、三沢城跡登山口の空き家を改装した宿泊施設で、この地区の市民活動団体「とんぼの会」が運営し、地元の食材を使った煮しめなどの田舎料理や里山の風景を楽しめる。また城跡散策では毛利と尼子の狭間で生きた三沢氏の栄枯盛衰を垣間見ることができる。また毎年 5 月の山開き神事に併せて催す「山城祭」では、三沢地区の子供たちが甲冑を着て、太鼓や法螺貝の音を合図に、武者行列や出陣の際の三献の儀を披露する。この催事は「要害山三沢城趾保存会」が企画・運営している。また、三沢町集落にある三沢農産加工所「味工房みざわ」では味噌や野菜の漬物づくりを得意としている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しい受け入れサポート体制を組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の三沢地

区下部組織である三沢地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員会長、島根県、JAしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

三沢地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である三沢地区の活動組織の構成メンバーは、三沢地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会会長をはじめ、奥出雲町土地改良区、三沢地区福祉振興協議会、三沢地域づくり委員会、三沢城跡保存会、三沢運動広場管理委員会、三沢老人クラブ、三沢小学校、三沢小学校PTAの方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

鳥上地区

鳥上地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（鳥上地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧鳥上村地域（鳥上地区）

代山棚田、山県棚田、福頼棚田、山郡棚田、竹崎本郷（追谷）棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、鳥上地区指定棚田における棚田農用地面積 117ha を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し鳥上地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年 2 回、水路の清掃を年 1 回行う。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを 1 台導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長 20km から 1 割アップし延長 22km に伸ばす。

（3）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和 11 年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を 1 経営体以上増やし、地域計画における鳥上地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

- ・令和 11 年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を 1 団体増やし、地域計画における鳥上地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。
- ・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 担い手が農地集積を図り集積率を 21.6%から 43.2%に増加する。
--

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

- ・令和 11 年度までに、農村交流体験ができる農泊取組 1 件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

- ・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。
- ・移住・就農希望者に向けたカスケード（受け入れサポート体制）の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

- ・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 都市農村交流として棚田オーナー制を使った行事（イベント名）を行い入込客数 15 人を 2 倍増やし 30 人にする。

(地元集落内で) 関係人口の増加につなげるためペット蚩を使った追谷棚田のライトアップイベントを開催し入込客数 300 人を 1 割増やし 330 人にする

(地元集落内で) 棚田を舞台とした芸術文化活動（イベント名）の写真展示を秋の文化祭を中心に新しく期間（9 月から 12 月）で行う。
--

(地元集落内で) 棚田カフェ（鈺の舎）の体制づくりに向け、カフェが営まれ入込客数を 100 人（年間）から 1 割増やし 110 人とする。
--

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロープ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

（3）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における鳥上地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

鳥上地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **5 集落**、営農組合数 **4 組合**、農事組合法人は **3 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（４）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

鳥上地区の追谷集落の棚田では、耕作・保全是元より地元の方々で（一社）地域活性化協議会を立ち上げ、「たたら灯（棚田ライトアップイベント）」を春と秋の年 2 回開催し、幻想的な景観を創り出している。また追谷展望デッキからの眺望、はで干しでの米づくり体験、追谷棚田だけで栽培された限定生産米「源流仁多米こしひかり」のネット販売など、棚田振興の先駆け的活動を展開している。

特に、ライトアップイベントでは「日本の小さな田舎が世界一輝くプロジェクト！～100 年後も誇れる棚田風景を絶対に残したい～」というキャッチコピーを謳い、ペット蛸（ボタル）という灯器具の名付け方、その灯器具が 1 万本に達した実績など、ファンの期待を裏切らない仕掛けづくりに余念がない。一方で古民家改修のワークショップを手掛け、将来は休憩スペースや宿泊施設などの交流の場、関係人口発掘の場として利活用を予定している。これらのノウハウは他の地区・集落の模範となる。

また、福頼集落の棚田には、展望台や看板のみで追谷集落の棚田振興のような活動は見当たらない。これら鳥上地区の棚田は、鉄師として栄えたト藏家のたたら遺構で、家や人通りの少ない奥山に位置し、長閑で牧歌的な風景をより一層感じることができる。これらの棚田は歴史と景観が調和していることから「たたら製鉄と棚田の文化的景観」として国重要文化的景観に選定されている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制

整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った受け入れサポート体制を組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の**鳥上地区**下部組織である**鳥上地区指定棚田活動組織**である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはＣＳＲ活動の場を提供する。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員会長、島根県、ＪＡしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

鳥上地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である**鳥上地区**の活動組織の構成メンバーは、鳥上地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会会長をはじめ、奥出雲町土地改良区、鳥上公民館、鳥上小学校、鳥上小学校 ＰＴＡ、鳥上むらくも会、消防鳥上分団、みどり会グループ、（一社）奥出雲活性化プロジェクトの代表の方々など。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014 年選定【資料 1】
- ② 日本農業遺産 2019 年認定【資料 2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020 年受賞【資料 3】

横田地区

横田地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（横田地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧横田村地域（横田地区）

加食棚田、大曲松原棚田、大曲日向側棚田、角・馬場棚田、やりめ棚田、五反田棚田、樋口棚田、蔵屋棚田、稲田棚田、明田棚田、中条棚田、梨ヶ峠棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

- ・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、横田地区指定棚田における棚田農用地面積 157 ha を維持、管理する。
- ・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

- ・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し横田地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

- ・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年 2 回、水路の清掃を年 1 回行う。
（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を 3 ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

- ・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。
- ・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

- 令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

- ・里山に生息する特有で貴重な生物の維持
- ・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

- ・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

- ・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、100 ha から 1 割アップし 110 ha に増加する。
--

(地元集落内で) オオサンショウウオ保護活動として自然観察会を年1回以上開催する。
(地元集落内で) オオサンショウウオ保護活動として行われる清流脇の田んぼで営まれる環境にやさしい米づくりの実践者(記名)を一人増やす。
(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(稲田神社)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和611年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける横田地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和611年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、地域計画における横田地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、UIターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 担い手が農地集積を図り集積率を28.6%から57.2%に増加する。
--

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和11年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。
--

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面

的機能の維持を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の３分の１にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気づき・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

（３）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における横田地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

横田地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **13 集落**、営農組合数 **8 組合**、農事組合法人は **3 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、UIターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（４）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

横田地区は、認定農業者や集落営農組織の数が他の地区に比べて比較的多く、横田盆地の利点を生かし圃場整備された田で効率の良い農業が営まれている。特に（農）ひぐち、（農）明田はこの地区を代表する農事組合法人で、他の法人に先駆けて設立され、農業用施設・機械の設置や共同利用、農作業の共同化や受委託など他の法人の模範でもあった。

また、認定農業者で農業生産法人として活躍する（有）コスモ二十一が、横田ショッピングセンター「横田蔵市」前で、地元野菜や農産加工品販売所「特産の駅おくいち」を運営しながら、仁多米の米粉をブレンドした「たい焼き」も販売するなど、仁多米の販売PRに一役買っている。

稲田集落にある稲田神社では、社務所に「姫のそばゆかり庵」の看板をかけ奥出雲そば街道の人気スポットとなっている。ここでは、地元そば粉を石臼挽き手打ちした十割そば、仁多米のハデ干しの塩おにぎり、そして山菜料理などが堪能できるほか、神社スポットとしての人気も高い。ヤマタノオロチ退治神話で有名なスサノオノミコトの正妻「稲田姫命（イナタヒメ）」が祀られ、「産湯の池」や「笹の宮」が残っていることから女性客への人気が高い。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備

なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しい受け入れサポート体制を組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の横田地区下部組織である横田地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはＣＳＲ活動の場を提供する。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、ＪＡしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

横田地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である横田地区の活動組織の構成メンバーは、横田地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、奥出雲町土地改良区、横田公民館、横田小学校、消防横田分団の方々など。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料１】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料２】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料３】

八川地区

八川地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（八川地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧八川村地域（八川地区）

八川坂根棚田、三森原棚田、大八川棚田、小八川棚田、仲仙道棚田、金川棚田、高畦棚田、宮谷棚田、八川本郷日向側・古市上西棚田、古市中棚田、土橋棚田、川西棚田、大谷本郷棚田、杭木棚田、雨川棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、八川地区指定棚田における棚田農用地面積 104 ha を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し八川地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）荒廃農地に樹木の苗を植えて草刈り等の管理を行い、荒廃農地の面積 5 a を減らす。
（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を 5 ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

(定量的目標)

(地元集落内で) 防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、10ha から 1 割アップし 11ha に増加する。
(地元集落内で) 在来小そばの新規栽培に取り組み生産者または法人を 1 名 (記名) 増やす。
(地元集落内で) 在来小そばの栽培拡大に取り組み生産量を、1,000 kg から 1 割アップし 1,100 kg に増加する。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和 11 年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を 1 経営体以上増やし、地域計画における八川地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和 11 年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を 1 団体増やし地域計画における八川地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(地元集落内で) 担い手へ農地集積を図り、集積率を 29.7% から 59.4% へ増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和 11 年度までに、農村交流体験ができる農泊取組 1 件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード (受け入れサポート体制) の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 棚田で生産される農産物 (大豆) の加工品 (味噌) を製造し、直売所・特産市・道の駅などで販売する。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。
(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設 (住所地番を記入) を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面

的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気づき・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

（３）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における八川地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

八川地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **16 集落**、営農組合数 **7 組合**、農事組合法人は **3 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（４）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

八川地区は、認定農業者や集落営農組織の数が他の地区に比べて比較的に多く、農事組合法人は 3 法人有り、特に「（農）三森原」は奥出雲町で最初の農事組合法人であり、農業用施設・機械の設置や共同利用、農作業の共同化や受委託など他の法人の模範として活躍してきた。中でも、農事組合法人 6 法人をネットワーク化し地域農業をリードしてきた実績は高く評価されている。

この八川地区は国道 314 号線に沿い、そば処「八川そば」はそば街道の中でも一際入込客数が多い。ここの「ざいごそば」は、そば湯ごと頂く釜揚げそばのことで、山芋、ぜんまい、わらび、きんぴら、わさびなどの山菜が加えてあり、一番人気。この他のそば処で、集落ぐるみで新そば祭りの時に出店する「小八川そば」や「川西そば」があり、地域コミュニティ醸成力は強い地区である。

当時、この地を納めていた鉄師絲原家は、雨川集落で鉄穴流しですり鉢状に水田を形成し、住居一体型の山内集落を形成し、当時の佇まいを今に伝えている。そして、約 400 年の歴史をもつ絲原家の本宅で、隠れ家的カフェの「茶房十五代」は、記念館、出雲流庭園、洗心乃路を見学した後に、くつろぎのスペースを提供している。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った受け入れサポート体制を組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の八川地区下部組織である八川地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはＣＳＲ活動の場を提供する。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、ＪＡしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

八川地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である八川地区の活動組織の構成メンバーは、保全組織八川地区ふるさと保全会運営会議会長、副会長、各集落をはじめ、八川１団地・２団地・３団地・４団地・５－１団地・６団地・９団地・１２団地・１３団地・１４団地・１５団地・１７団地・１９団地・２０団地、八川地区公民館運営委員会、（一社）奥出雲農業公社、奥出雲町土地改良区の方々など。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料１】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料２】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料３】

馬木地区

馬木地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（馬木地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧馬木地域（馬木地区）

第一大原（大原新田）棚田、第二大原棚田、渋谷棚田、女良木大森棚田、亀ヶ市棚田、小峠棚田、大峠棚田、大畝棚田、上連棚田、湯舟棚田、宮棚田、大馬木堅田棚田、反保棚田、矢入上棚田、矢入・中原棚田、本谷地区棚田、小馬木川東・小森棚田、小林棚田、上市棚田、板敷上棚田、板敷下棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和 11 年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、馬木地区指定棚田における棚田農用地面積 200ha を維持、管理する。

・令和 11 年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和 11 年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し馬木地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和 11 年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年 2 回、水路の清掃を年 1 回行う。

（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を 5 ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。
--

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和 11 年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落で）環境保全型農業直接支払交付金制度を活用する法人・個人を 1 人増やす。
--

(地元集落内で) 自然環境の保全のために里山イニシアティブに取り組む生産者を 1 人(記名)増やす。
(地元集落内で) 良好な景観の形成のため重要文化的景観として選定される。
(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(金言寺)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を 3a 行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和 11 年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を 1 経営体以上増やし、地域計画における馬木地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和 11 年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を 1 団体増やし、人・農地プランにおける馬木地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 町外からまたは地元集落内から認定新規就農者 1 名(記名)を受け入れ、育成を図る。
(地元集落内で) 担い手が農地集積を図り、集積率を 30.1%から 60.2%に増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和 11 年度までに、農村交流体験ができる農泊取組 1 件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 関係人口の増加につなげるため金言寺の田に水を張ったライトアップイベントの開催、また大銀杏と茅葺屋根とのコントラストで入込客数(年間)1,000 人を 1 割アップし 1,100 人とする。
(地元集落内で) 棚田を舞台とした芸術文化活動(金言寺の大銀杏)の写真展示を新しく期間(10 月から 12 月)で行う。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。
(地元集落内で) 棚田カフェ(金言寺)の体制づくりに向け、古民家などの施設を整備する。
(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所番号を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕

作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロップ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の３分の１にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）

自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

地域計画における馬木地区の中心経営体として、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

馬木地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **23 集落**、営農組合数 **12 組合**、農事組合法人は **3 法人**であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(4) 棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

馬木地区の第一大原集落の「大原新田」は日本棚田百選に選ばれている名所で、地元農家9件で耕作・保全維持する傍ら、看板や展望台を設置し農事組合法人を立ち上げている。

また小峠集落の金言寺では、「金言寺の大銀杏を守る会」が、当時ぼろぼろの屋根の茅を葺き替え、年々弱まる大銀杏を樹齢回復し、接道や駐車場などの環境整備に力を注いだ。その甲斐あって、大銀杏ライトアップが田んぼの水面に映る10月下旬をスタートに、あたり一面が黄色の絨毯で敷き詰められる12月上旬までの間、多くの入込客数で賑わう。この間ボランティアガイドの方が活躍、金言寺本堂ではお茶も頂ける。金言寺の住職、ボランティアガイド、地元の方々、そして陰で支えてきた地区のみなさんの努力の賜物であり、他の地区の模範となり得る。

また、馬木農産加工所「いきいきアグリ馬木」は、食味評価の高い仁多米を活かした餅、笹巻き、おこわを中心に煮しめ、佃煮、野菜の漬物などを加工・販売する一方で、消費者である都市の方々との交流に力を入れている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込む受け入れサポート体制を組み立てていく。

方法としては入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッ

キ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。

また、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った受け入れサポート体制を組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の馬木地区下部組織である馬木地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはＣＳＲ活動の場を提供する。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、ＪＡしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

馬木地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である馬木地区の活動組織の構成メンバーは、馬木地区農地・水・環境保全組織運営委員会会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、馬木小学校、馬木幼稚園、馬木健康クラブ、馬木地区婦人会、農業法人（有）コスモ二十一、奥出雲町土地改良区、個人農業担い手、大原新田棚田保全管理委員会の代表の方々など。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料１】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料２】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料３】